



深谷市早期不妊治療費補助事業のご案内

1 対象者

次のすべての項目に該当する方が対象です

- (1) 保険診療として実施した生殖医療又は男性不妊治療を初めて行った夫婦（過去に埼玉県不妊治療費助成事業による補助を受けたことがない夫婦）
- (2) 治療の開始から申請時までの間、夫婦（事実婚夫婦も含む）であり、夫婦のすくなくともいずれか一方が深谷市の住民基本台帳に記録されていること
（*令和4年4月1日から令和5年6月30日までの申請については、夫婦の双方又は一方が不妊治療の開始日からその終了日まで引き続き住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき深谷市の住民基本台帳に記録されていることで申請の対象とする）
- (3) 不妊治療開始時の妻の年齢が35歳未満であること
- (4) 市税に滞納がないこと

2 補助対象となる治療

令和4年4月1日以降に開始し、保険診療として実施した生殖補助医療のうち「体外受精治療」又は「顕微授精治療」及び男性不妊治療のうち「精巣内精子採取術」を含む治療とします

3 補助額及び補助回数

- (1) 補助対象となる不妊治療費で自己負担した額のうち、1,000円未満の端数が生じる場合には切り捨てとして、10万円を上限に補助します
（ただし高額療養費に該当する場合には、自身が加入している健康保険組合等に支給申請をすることとし、限度額適用認定証を取得した場合には、補助対象額は高額療養費制度の自己負担額の合計額とします）
- (2) 補助回数は、1組の同一の夫婦につき1回限りとします

4 申請手続き

(1) 提出書類

- ① 深谷市早期不妊治療費補助事業申請書(様式第1号)
- ② 深谷市不妊治療費実施証明書
- ③ 不妊治療を実施した医療機関が発行する領収書(原本)
- ④ 限度額適用認定書の写し、又は高額療養費の支給(不支給)を確認できる書類(様式第5号)
- ⑤ 夫婦であることを確認できる書類
(住民基本台帳上、夫婦であることを確認できる場合は不要です
事実婚夫婦で同居をしていない場合には、申立書を作成していただく場合があります)
- ⑥ 市税に滞納がないことを証明する書類
(深谷市早期不妊治療費補助事業申請書(様式第1号)に自署することで提出を省略できます)
- ⑦ 補助金の振り込みを希望する金融機関の口座名義及び口座番号がわかるものの写し
(原本をお持ちいただければコピーを取らせていただきます)

※印鑑をお持ちください(訂正等で必要な場合があります)

(2) 申請期間

原則として治療終了日より1年後までとします

(治療終了日は医師が治療を終了したことを判断した日とします)

5 補助の交付申請

審査の結果、補助金の交付が決定した時は、深谷市早期不妊治療費補助事業支給決定通知書(様式第3号)を郵送し、指定された口座に補助金を振り込みます

交付要件に合致しないなど、補助金の交付ができない場合は、その理由を記載した深谷市早期不妊治療費補助事業不承認交付決定通知書(様式第4号)を郵送します。



申請窓口・問い合わせ先

深谷市保健センター

住所: 深谷市本住町17-1

電話: 048-575-1101

※月曜日～金曜日(祝休日を除く) 午前8時30分～午後5時15分

